

4飯議第824号

令和5年2月9日

飯塚市長 片 峰 誠 様

飯塚市議会議長 秀 村 長 利

記録の提出請求について

本議会におきまして審議中の事件の調査のため記録の提出を求める事になりましたので、次のとおり提出されますよう地方自治法第100条第1項の規定により請求いたします。

なお、正当の理由がなく記録を提出されないときは、地方自治法第100条第3項の規定により、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のため申し添えます。

記

1. 事件の件名

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

2. 提出を求める記録

・2社の相見積もり

3. 提出を求める理由

上記事件の調査のため

4. 提出期限

令和5年2月14日

5. 提出先

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市議会事務局

4飯協ス第 741 号

令和 5 年 2 月 14 日

飯塚市議会議長 秀 村 長 利 様

飯塚市長 片 峯 誠



記録提出請求の拒否に関する聴明について

地方自治法第 100 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 9 日付で請求がありました「記録の提出請求について」に対して、次の理由により拒否いたします。

(理 由)

入札の予定価格を設定するために参考とする業者見積は、本市は公表しない前提で業者に依頼している。その資料を当該調査委員会資料として提出すれば、公開資料となり、提出してもらった業者の会社経営に支障が生じる可能性があるため、情報公開条例の第 8 条第 2 号「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。」と判断し非公開とする。

また、今後参考見積を公開資料としていることで、見積もりの提出を拒否、または適切な価格提示ができないなどの事態が生じた場合に、適切な入札の執行ができず行政運営に大きな支障が生じるおそれがあるため情報公開条例の第 8 条第 3 号イ「市又は国等が行う行政上の監査、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの。」と判断し非公開とする。



令和5年2月27日

飯塚市議会議長 秀村長利様

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製  
談合等調査特別委員長 松延隆俊

記録提出拒否についての声明要求書

本委員会は、令和5年2月14日付け4飯協ス第741号の疎明に関しては理由がないと認めるから、飯塚市長 片峯 誠 氏に対し、記録の提出が公の利益を害する旨の声明をされるよう地方自治法第100条第5項の規定により要求いたします。